

なりわい再建支援補助金提出書類の見直し



なりわい再建支援補助金においては、被災事業者の事業継続に不可欠な施設又は設備の復旧・整備を補助対象

⇒ このたびは**代替可能なものを中心に、一部証憑書類(確認書類)**の提出を不要とする

提出を不要とする証憑書類(確認書類)等

交付申請時の対応

①建物の登記簿謄本

➤ 建物所有者の確認

名寄帳兼課税台帳等で確認

②法人の登記簿謄本



➤ 事業活動の確認

③決算書

➤ //

④法人番号指定通知書

➤ //

納税証明書、被災写真等で確認

実績報告では、復旧した施設の建物登記簿謄本の提出必要

被災状況と復旧箇所の確認のため平面図は従来どおり必要

⑤建物の位置図・配置図



➤ 所在、敷地状況確認

原則、提出不要

⑥保険・共済加入の同意書

小規模事業者は提出不要

審査の上で、必要がある場合は省略した書類の提出を求めるなどして
申請者の負担軽減と補助金の適正な執行を両立